

事務局規程

(目 的)

第1条 この規程は公益財団法人高エネルギー加速器科学研究奨励会(以下「本財団」という。)定款第36条第4項の規定にもとずき、本奨励会の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(組 織)

第2条 事務局に事務処理をするために事務室を置く。

(職 員)

第3条 事務局に次に掲げる職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 事務員

(職員の職務)

第4条 事務局長は代表理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。

2 職員の職務は、業務執行理事が指定する。

(職員の任免)

第5条 職員の任免は、代表理事が行うものとする。

(事務の処理)

第6条 事務の処理は、文書等によって行うものとする。

(事務の決裁)

第7条 事務は原則として担当者が文書によって起案し、事務局長を経て、業務執行理事及び代表理事の決裁を受けて実施するものとする。

2 緊急を要する事務で重要でないものは、事務局長の決裁によって処理することができる。但し、この場合においては、事務局長は遅滞なく代表理事の承認を得るものとする。

(規格外の対応)

第8条 本規程以外の事務局に関する事項で、公印及び文書に関する事項は、別に「公印取扱規程」及び「文書管理規程」に定める。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則 この規定は、本財団が公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。